

地銀の合併・経営統合と独占禁止法の考え方

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 最近、地方銀行や第二地方銀行の前向きな再編が進む兆しがあるように窺われる。地銀同士が合併や経営統合を行おうとする際にも、独占禁止法との関係、すなわち公正取引委員会による企業結合審査との関係を考えなくてはならない。
2. 独占禁止法は、合併や経営統合が「一定の取引分野」における競争を実質的に制限することとなる合併等を禁止しており、この点を確認するものとして公正取引委員会は企業結合審査を行っている。
3. 合併等が一定の取引分野の競争を実質的に制限するかどうかは、まずは公正取引委員会が策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に示されるセーフハーバーに照らして判断される。すなわち、①市場の寡占度を示すハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）が 1,500 以下、②HHI が 1,500 超 2,500 以下であってかつ HHI の増分が 250 以下、③HHI が 2,500 超かつ HHI の増分が 150 以下、のいずれかの条件を満たせば、「独占禁止法上通常問題となるとは考えられない」と判断される。
4. 一般的な地銀同士の合併や経営統合のケースでは、過去の実例に照らせば、企業結合審査の対象となる一定の取引分野は、基本的には都道府県の全域および都道府県内の一定の経済圏における預金業務と貸出業務になると考えられる。したがって、地銀同士の合併等を検討する際には、これらについて HHI を算定し、セーフハーバーに照らして独占禁止法上問題がないかどうかあらかじめ確認しておくことが必要であろう。

I 前向きな地銀再編の動き

最近、地方銀行や第二地方銀行の前向きな再編が進む兆しがあるように窺われる。かつて不良債権問題を抱え金融システムが全体として不安定な時期に行われた地銀の合併や経営統合は、多くの場合、多額の不良債権によって財務基盤が弱体化した銀行の財務健全化を図ることが主な狙いであったように思われる。しかし、現在では、多くの地銀で不良債権問題を克服しており、金融システムも安定している状況となっている。このようにマク

ロ金融環境が大きく変化し、九州や中国地方など一部の地域でみられるように県域を超えた合併や経営統合など経営基盤の積極的な拡大という前向きな再編が進む環境が整ってきたように思われる。

地銀の再編機運が徐々に高まりつつあるのではないかという認識を前提とすれば、一般的な地銀同士が合併や経営統合（以下、「合併等」という）を行う際に、一つの論点となり得る独占禁止法との関係、すなわち公正取引委員会による企業結合審査の考え方について整理しておくことは有益であろう。

II 合併・経営統合と独占禁止法の関係

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法は、①会社の株式の保有、②役員兼任、③会社以外の者の株式の保有、④会社の合併、⑤共同新設分割・吸収分割、⑥事業譲受け等（以下、「企業結合」という）が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、および不公正な取引方法によって企業結合が行われる場合に、そのような企業結合を禁止している。一定の取引分野とは、競争が行われる場、すなわち一定の供給者と需要者との間に成立する市場を意味するものである。

このような独占禁止法の規定を踏まえ、公正取引委員会は、企業結合が独占禁止法に違反するものでないかを確認する企業結合審査を行っている。企業結合審査を行う際のガイドラインとして、公正取引委員会は「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下、「運用指針」という）を策定し、これを公表している¹。

運用指針によると、企業結合は、①水平型（一定の取引分野において競争関係にある会社間で行われる企業結合）、②垂直型（メーカーと販売業者など取引段階が異なる会社間で行われる企業結合）、③混合型（異業種間の合併等など①および②に当てはまらない企業結合）の三つのタイプに分けられる。中でも水平型企業結合は、一定の取引分野における競争者の数が減少するという意味で直接的に競争に影響を与えることになるため、垂直型や混合型の企業結合に比べると、一定の取引分野における競争を実質的に制限する可能性が高くなる。したがって、水平型の場合には垂直型や混合型の企業結合に比べてより慎重な検討が必要になってくる。

本稿のテーマである一般的な地銀同士の合併等という点を念頭に置くと、当然、銀行業を営むもの同士の合併等であることから、基本的には水平型の企業結合のタイプに当てはまる。以下では水平型企業結合を前提として整理を行う。

¹ <http://www.jftc.go.jp/ma/kigyo-gl.pdf> より入手可能。

III 公正取引委員会の企業結合審査の考え方

1. 一定の取引分野の画定

公正取引委員会の運用指針に沿って、どのように企業結合審査が行われているのかを整理しよう。企業結合審査では、まず、株式保有や役員の兼任、合併、分割、事業譲受け等の企業結合の類型ごとに定められた要件に照らして、そもそも企業結合審査の対象となるのかどうかを判断する(図表1)。地銀同士が合併する場合、あるいは地銀同士が持株会社形態で経営統合を行う場合は、運用指針に示された要件に照らせば、企業結合審査の対象から外れるということは考えにくい。

企業結合審査の対象に該当すると判断されると次に、一定の取引分野の画定が行われる。一定の取引分野は、企業結合によって競争が制限されるかどうかを判断する市場、つまり公正取引委員会が行う検討の範囲を示すものである。企業結合審査においては、①商品・役務の範囲、②地理的範囲について、需要者にとっての代替性という観点から、一定の取引分野ごとに競争が制限されるか否かが検討される。

地銀同士の合併等の際に企業結合審査が行われた事例について、公正取引委員会の審査結果に関する資料から確認すると、一定の取引分野としては、いずれのケースでも預金業務と貸出業務が役務の範囲とされている²。一方、地理的範囲については、すべてのケー

図表1 株式保有および合併に関する審査対象の考え方

会社の株式保有の場合の審査対象の考え方
① 会社が他の会社の株式を保有することにより株式を所有する会社と所有される会社との間に結合関係が形成・維持・強化され、企業結合審査の対象となるのは次のような場合 (ア) 議決権保有比率が50%を超える場合 (イ) 議決権保有比率が25%を超え、かつ、議決権保有比率の順位が単独で第1位となる場合 ② 上記①以外の場合で、議決権保有比率が10%を超え、かつ、議決権保有比率の順位が第3位以内のときは、次の事項を考慮して結合関係が形成・維持・強化されるか否かを判断 (ア) 議決権保有比率の程度 (イ) 議決権保有比率の順位、株主間の議決権保有比率の格差、株主の分散の状況その他株主相互間の関係 (ウ) 株式発行会社が株式所有会社の議決権を有しているかなどの当事会社相互間の関係 (エ) 一方の当事会社の役員・従業員が他方の当事会社の役員となっているか否かの関係 (オ) 当事会社間の取引関係(融資関係を含む) (カ) 当事会社間の業務提携、技術援助その他の契約、協定等の関係 (キ) 当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めた上記(ア)~(カ)の事項 ※ ただし、株式発行会社の総株主の議決権のすべてを設立と同時に取得する場合は対象外、また、子会社の議決権を取得する場合、兄弟会社間で議決権を取得する場合、自社の兄弟会社の子会社の議決権を取得する場合などは原則として対象外
合併の場合の審査対象の考え方
① 合併の場合は、複数の会社が一つの法人として一体となるので、当事会社間で最も強固な結合関係が形成されることになる ② 株式保有や役員兼任を通じて一定の結合関係がありながら、競争への影響をみる上では、結合関係がそれほど強くないことから問題ないとされた場合でも、合併により結合関係が強まり、問題とされる場合もあり得る ※ ただし、会社と子会社の合併、兄弟会社間の合併は対象外、また、会社と自社の子会社の子会社との合併、自社の兄弟会社の子会社との合併などの場合は原則として対象外

(出所) 公正取引委員会「運用指針」より野村資本市場研究所作成

² 公正取引委員会のホームページでは、1993年度以降に実施された主な企業結合審査について、年度ごとの事例集が公表されている (<http://www.jftc.go.jp/ma/houdouindex.html>)。

スにおいて、合併等を行う銀行が競合する都道府県全域、さらに地域経済の実態などを踏まえて選定される都道府県内の一定の経済圏が対象となっていることが確認できる（図表2）。こうした過去の事例に照らせば、一般的な地銀同士の合併等では、一定の取引分野については、役務の範囲は預金業務と貸出業務、地理的範囲は都道府県の全域と都道府県内の一定の経済圏が対象になると想定しておけば、まず問題ないと思われる。

ただし、参考として大手行の企業結合審査の事例、例えば、三菱東京フィナンシャル・グループとUFJホールディングスの経営統合の際に行われた審査をみると、合計47にもおよぶ取引分野が企業結合審査の対象となっている（図表3）。過去に行われた地銀同士

図表2 地銀同士の企業結合審査の事例

年度	地銀同士の企業結合審査事例	一定の取引分野の画定	
		役務の範囲	地理的範囲
2000	北洋銀行・札幌銀行	・預金業務 ・貸出業務	・北海道全域 ・北海道内地域別（具体的な地域は不明）
2001	広島総合銀行・せとうち銀行	・預金業務 ・貸出業務	・広島県全域 ・広島県内地域別（具体的な地域は不明）
	親和銀行・九州銀行	・預金業務 ・貸出業務	・長崎県全域 ・長崎県内地域別（具体的な地域は不明）
2003	北陸銀行・北海道銀行	・預金業務 ・貸出業務	・北海道内全域 ・北海道内地域別（函館経済圏、釧路経済圏）
2004	西日本銀行・福岡シティ銀行	・預金業務 ・貸出業務	・福岡県全域 ・福岡県内地域別（福岡経済圏、北九州経済圏）

（出所）公正取引委員会各種資料より野村資本市場研究所作成

図表3 三菱東京FGとUFJHDの経営統合の際の一定の取引分野

	企業結合審査の対象とした取引分野（分野数）
銀行	預金（全国、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）（計11分野） 貸出（全国、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県）（計8分野） 外国為替（1分野） 社債の発行・管理事務の受託業務（1分野）
信託	金銭信託・金外信託、貸付信託、証券投資信託、年金信託、財産形成貯蓄、有価証券信託、金銭債権信託、不動産信託、包括信託（計9分野）
証券代行	証券代行業務（1分野）
証券	株式の売買及び引受け（2分野）
	社債の売買及び引受け（2分野）
資産運用	証券投資信託委託、投資顧問（2分野）
クレジットカード・割賦金融	カード事業、個別販売信用供与（2分野）
消費者金融・貸金	消費者金融・貸金（1分野）
ファクタリング	売掛債権買取、売掛債権保証（2分野）
リース	リース業（1分野）
ベンチャーキャピタル	ベンチャーキャピタル投資（1分野）
確定拠出年金運営管理	確定拠出年金運営管理（1分野）
コンサルティング	総研業務（1分野）
サービサー	債権回収（1分野）
	計47分野

（出所）公正取引委員会資料

の合併等の事例を確認する限り一定の取引分野における役務の範囲は預金業務と貸出業務のみが対象となっているが、大手行のケースを踏まえれば、地銀同士の合併等であっても銀行業あるいは銀行業以外で地域的に市場シェアが高い業務がある場合には、その業務についても一定の取引分野となり得ることは念頭に置いておく必要があるだろう³。

2. 競争の実質的制限の判断（セーフハーバー・ルール）

公正取引委員会の企業結合審査では、一定の取引分野が画定されると、一定の取引分野ごとにその企業結合が「競争を実質的に制限することとなる」か否かが判断される⁴。この判断こそが企業結合に際して独占禁止法が求めているものである。その結果、競争を実質的に制限することとなると判断された場合には、その企業結合は公正取引委員会による排除措置命令の対象となり得る⁵。

水平型企業結合が一定の取引分野の競争を実質的に制限するかどうかは、まず、運用指針に掲げる「独占禁止法上通常問題となるとは考えられない」企業結合の範囲を示すセーフハーバー・ルールに照らして判断される。具体的には、市場の寡占度を数値化した寡占度指数、すなわちハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）を利用し、①HHIが1,500以下、②HHIが1,500超2,500以下であってかつHHIの増分が250以下、③HHIが2,500超かつHHIの増分が150以下、というセーフハーバー指標が示されている。これら①から③のいずれかの条件を満たせば、その時点で「独占禁止法上通常問題となるとは考えられない」と判断される（図表4）。

HHIは、一定の取引分野における各事業者の市場シェア（合併等を行う当事会社の市場シェアは企業結合後ベース）の2乗の和によって算定される。例えば、合併する二つの当事会社（A社、B社）の市場シェアがそれぞれ20%と5%、その他の事業者の市場シェアがC社25%、D社20%、E社10%、F社10%、G社10%である一定の取引分野においては、HHIは $(20+5)^2+25^2+20^2+10^2+10^2+10^2=1,950$ と計算される。また、企業結合によるHHIの増分とは、当事会社が二社の場合は、当事会社のそれぞれの市場シェアを乗じたものを二倍することで算定される。この例では、HHIの増分は $(20 \times 5) \times 2 = 200$ となる。したがって、A社とB社のこの合併事例については、「HHIが1,500以上2,500以下であってかつHHIの増分が250以下」という条件に当てはまることから、「独占禁止法上通常問題となるとは考えられない」という結論が得られる。

³ なお、公正取引委員会は、銀行業を含む過去の企業結合審査における一定の取引分野の具体例を取りまとめた資料（「一定の取引分野の例」）を公表している（<http://www.jftc.go.jp/ma/torihikibunya.pdf> より入手可能）。

⁴ 運用指針では、「競争を実質的に制限することとなる」の解釈が示されている。「競争を実質的に制限する」とは、過去の判例を引用し、「競争自体が減少して、特定の事業者または事業集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」としている（昭和28年12月7日東京高裁判決）。さらに、「こととなる」の部分については、「企業結合により、競争の実質的制限が必然ではないが容易に現出し得る状況をもたらされることで足りるとする蓋然性を意味するもの」との公正取引委員会の考え方が示されている。

⁵ ただし、企業結合を行おうとする当事会社が公正取引委員会の指摘を踏まえて事業譲渡などの問題解消措置を講じる場合には、その実施を前提として公正取引委員会が問題なしと判断することもある。

図表 4 水平型企業結合における競争の実質的制限のセーフハーバー・ルール

改定前	現行
<p>○ 企業結合後の当事会社グループの市場シェアが下記 ①または②に該当する場合には、水平型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない</p> <p>① 企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合 ② 市場構造が寡占的でない場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合</p> <p>(注) 「市場構造が寡占的でない場合」とは、当該企業結合後のHHIが1,000未満である場合</p>	<p>○ 企業結合後の当事会社グループが次の①～③のいずれかに該当する場合には、水平型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない</p> <p>① 企業結合後のHHIが1,500以下である場合 ② 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHIの増分が250以下である場合 ③ 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合</p> <p>なお、上記の基準に該当しない場合であっても、直ちに競争を実質的に制限することとなるものではなく個々の事案ごとに判断されることとなるが、過去の事例に照らせば、企業結合後のHHIが2,500以下であり、かつ、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる</p>

(出所) 公正取引委員会「運用指針」より野村資本市場研究所作成

HHIは、各事業者の市場シェアの格差が大きい場合または市場に参加する事業者数が少ない場合に数値が大きくなる性質をもっており、HHIの数値が大きければ大きいほど、また、HHIの増分が大きいほど、対象となる市場つまり一定の取引分野における寡占の度合いが大きいということになる。

かつてのセーフハーバー・ルールは市場シェアの考え方が重視されており、セーフハーバー指標は市場シェアとHHIの組み合わせで決められていた(図表4の「改定前」を参照)。もっとも、2007年3月に運用指針が改定され、セーフハーバー指標は米国やEUで利用されているHHIを基準とするものに変更された。セーフハーバー指標が市場シェアからHHIに変わった背景には、経済のグローバル化に伴う国際的な企業間の競争の激化という現状を踏まえ、独占禁止政策に関する国際的な整合性を図りつつ、わが国の企業結合審査における予見可能性や手続きの透明性、迅速性を高めようとする狙いがある⁶。

なお、運用指針では、セーフハーバー指標とは別に、いわゆる「おそれが小さい基準」が設けられている⁷。この基準にはセーフハーバー・ルールの意味はもたされておらず、過去の実績に照らした経験則として参考的に提供されているものである。具体的には、市場シェアが35%以下かつHHIが2,500以下の場合には、「競争を実質的に制限すること

⁶ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」いわゆる骨太の方針では、「グローバル化に伴う競争の進展に対応し、予見可能性や手続の透明性・迅速性を高めるため、「独占禁止法」上の問題が生じないと考えられる企業結合の範囲や輸入圧力等の評価に関する基準等につき、企業結合指針を平成18年度中に見直す」とされていた。また、経済成長戦略大綱においても同様の見直しが掲げられていた。

⁷ 改定前の運用指針では、「おそれが小さい基準」は単独行動分析のみに適用されるものであった。具体的には、①HHIが1,800未満であって、市場シェアが25%以下かつ市場シェア10%以上の競争者が存在する場合、②HHIが1,800未満であって、市場シェアが35%以下かつ市場シェア10%以上の競争者が2以上存在する場合、③HHIの増分が100未満であって10%以上の競争者が存在する場合には単独行動により競争を実質的に制限していないとの判断となる。

となるおそれは小さいと通常考えられる」とされており、これまで中心的に用いられていた市場シェアの観点から一つのメルクマールを与えるものとなっている。

セーフハーバー・ルールを満たさない場合には、①当事会社の単独行動によって競争を実質的に制限しているか、②当事会社とその他の競争者が協調的行動をとることによって競争を実質的に制限しているかの二つの観点から、さらに検討が行われることになる（図表5）。

3. 第二次審査の実施

公正取引委員会の企業結合審査は、まず当事会社から提出される資料に基づいて上記でみてきた検討が行われる（第一次審査）。第一次審査では独占禁止法上問題がないと判断できない場合には、さらに取引先などに対するヒアリング調査の実施などを含めた追加的で詳細な検討が行われる（第二次審査）⁸。

地銀同士の合併等の際の審査事例においては、公表資料からは第二次審査が実施された形跡は認められないが、大手行の企業結合審査では、例えば、三菱東京フィナンシャル・グループとUFJホールディングスの経営統合の際には、審査対象となった47の取引分野のうち23分野について第二次審査（当時は「詳細審査」と呼称）が行われ、第二次審査の結果、①単独行動による競争の実質的制限がないこと、②協調的行動による競争の実質的制限がないことの二つの点が公正取引委員会によって確認されている。

図表5 セーフハーバーを超えた場合の検討項目

<p>単独行動による競争の実質的制限についての検討</p>
<p>【当事会社グループの地位および競争者の状況】 市場シェアおよびその順位、当事会社間の従来の競争の状況等、競争者の市場シェアとの格差、競争者の供給余力および差別化の程度</p> <p>【輸入】 制度上の障壁の程度、輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題、輸入品との代替性の程度、海外の供給可能性の程度</p> <p>【参入】 制度上・実態面での参入障壁の程度、参入者の商品との代替性の程度、参入可能性の程度</p> <p>【その他】 隣接市場からの競争圧力・需要者からの競争圧力、総合的な事業能力、効率性、経営状況など</p>
<p>協調的行動による競争の実質的制限についての検討</p>
<p>【当事会社グループの地位および競争者の状況】 競争者の数等、当事会社間の従来の競争の状況等、競争者の供給余力</p> <p>【取引の実態等】 取引条件、需要動向、技術革新の動向、過去の競争の状況など</p> <p>【その他】 輸入、参入、隣接市場、需要者からの競争圧力、効率性および当事会社グループの経営状況など</p>

（出所）公正取引委員会「運用指針」より野村資本市場研究所作成

⁸ 公正取引委員会は、企業結合の事前相談を行う際のガイドラインとして、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表している（<http://www.jftc.go.jp/ma/jizen-gl.pdf> より入手可能）。この中で、第一次審査に必要となる提出資料の内容や第一次審査・第二次審査の手続きを明らかにしている。

4. 企業結合審査で検討されるその他の論点

また、公正取引委員会の審査において検討されるその他の論点として、地銀同士の合併のケースでは過去に実施された例はないが、大手行の事例をみると、①事業支配力の過度の集中、②産業界に与える影響に係る検討がある。

第一に、事業支配力の過度の集中という点については、独占禁止法で事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化が禁止されており、これに関する審査が公正取引委員会によって行われる。事業支配力が過度に集中することとなる会社とは、①総合的事業規模が相当数の事業分野において著しく大きいこと、②資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと、③相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること、のいずれかの要件を満たしたうえで、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなるという要件を満たす会社とされている⁹。こうした条件に照らしてみると、現在の地銀のビジネスの規模からすれば事業支配力の過度の集中という点についての審査が行われることは想定しにくい。

第二の点は、銀行の合併等が産業界に与える影響である。大手行同士が合併等を行う場合は、通常、上場会社の大半の割合を占める会社に融資を行うこととなり、また、その銀行の融資シェアが第一位となる会社数が多数に上ることになることから、産業界に一定の影響を与えることが懸念される。このため、公正取引委員会は、①合併等の評価、②個別事業者の経営に与える影響、③業界再編への影響、④企業集団内取引への影響について、融資先など取引先の受け止め方を把握するべくアンケート調査を実施している。

例えば、みずほフィナンシャルグループの経営統合や三井住友銀行の合併の際には、取引先に対するアンケート調査の結果、借入れ以外の銀行取引を増やすことや社債等の引受幹事を特定の証券会社と行うことなどを銀行が要請することを通じて、銀行が融資先の事業経営への関与を強めることが懸念されていることが明らかになった。また、財閥の流れを汲む企業集団に属している会社間の結びつきが強まり、取引関係が排他的・閉鎖的になることへの懸念が取引先から示された。公正取引委員会は、取引先が不利益を被ることにならないようアンケート調査によって把握したこれらの問題点を銀行に指摘し、銀行側から、コンプライアンスを徹底し、企業集団との取引関係が排他的とならないような所要の対応を図るといった回答をさせている。

以上の二つの論点は、現在の地銀の規模や地銀の取引先の数などに鑑みると、地銀同士の合併等のケースで検討されることはまず想定されないが、銀行同士の企業結合の際には、公正取引委員会はこのような問題意識をもって審査を行っているという点は念頭に置いておく必要があるだろう。

⁹ 公正取引委員会は、事業支配力に関する検討については、「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」というガイドラインを作成している (<http://www.jftc.go.jp/ma/9guideline.pdf> より入手可能)。

IV 地銀同士の合併等の具体的事例

1. 西日本銀行と福岡シティ銀行の合併

地銀同士の合併等の企業結合審査の事例として、西日本銀行と福岡シティ銀行のケースを題材に公正取引委員会の審査における考え方を具体的に整理しよう。

いずれも福岡県に地盤を置く地方銀行の西日本銀行と第二地方銀行の福岡シティ銀行は2004年10月1日に合併し、西日本シティ銀行が誕生した。両行から公正取引委員会に対して合併に関する事前相談がなされたことから、公正取引委員会による両行の合併に関する企業結合審査が行われたものである。

1) 一定の取引分野の画定

西日本銀行と福岡シティ銀行のケースでは、企業結合審査の対象となる一定の取引分野に関してみると、他の地銀同士の合併等の事例と同様に、役務の範囲として預金業務と貸出業務、地理的範囲として都道府県全体および都道府県内の一定の経済圏を一定の取引分野に画定している。この点について審査結果に関する資料を確認すると、公正取引委員会は、役務の範囲については、「銀行業を営む事業者間の合併」であることを理由に「貸出業務および預金業務のそれぞれについて、一定の取引分野が成立する」と述べている。また、地理的範囲については、両行が「主として福岡県を営業地域としている」ことから、「両行の競合する福岡県全体において一定の取引範囲が成立する」とし、さらに「福岡県内の地域別にも一定の取引範囲が成立する」としている。

2) 競争の実質的制限に関する検討

次に、西日本銀行と福岡シティ銀行の事例において、貸出業務に係る一定の取引分野における競争の実質的制限に関する検討について、公正取引委員会がどのような議論を行っているかを確認する。

(1) 都道府県全体に関する検討

当時の運用指針（改定前）では、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」場合、つまりセーフハーバー・ルールは、「市場構造が寡占的でない場合であって、企業結合後の当事会社の市場シェアが25%以下である場合」とされていた。

両行のケースでは、福岡県全体における貸出シェアが両行のシェア合算で約25%となるため当時のセーフハーバー・ルールの条件に抵触し、さらに合算後の順位が第1位となる。これについて、公正取引委員会は、福岡県全体の貸出業務においては、「両行と僅差のシェアを有する有力な競争事業者のほか、都市銀行、地方銀行、信用

金庫等の競争事業者も多数存在しており、これらの金融機関による活発な競争が認められる」として、両行の合併は実質的に競争を制限するものではないとの判断を与えている。明示的には示されていないが、単独行動による競争の実質的制限や協調的行動による競争の実質的制限について問題ないことが確認されたということであろう。

(2) 一定の経済圏に関する検討

公正取引委員会は、「借り手側の事情として借り手の経済的活動の範囲内に支店等が所在する金融機関から借入れをする傾向がある」ことを踏まえると、貸出業務について「そのような経済圏の範囲で一定の取引分野が成立する」という考え方を示している。その上で、両行を合算した貸出シェアが高くなる経済圏として、福岡市と北九州市を中心とする経済圏がそれぞれ一つの地理的範囲を形成していると捉え、それぞれの経済圏について審査を行っている。

なお、公正取引委員会は、地理的範囲としての経済圏については、中心地（福岡市、北九州市）に対する通勤依存率の高さ、経済圏内の交通網の整備状況、その経済圏の範囲内で行われる事業活動などを考慮して範囲を定めているとしている。

一定の経済圏に関する検討の例として、福岡経済圏における貸出業務に関する公正取引委員会の議論をみると、福岡経済圏における貸出について両行を合算したシェアは約 25%で、順位は第 1 位となり、当時のセーフハーバー・ルールに抵触するものの、次の理由から金融機関の間において協調的な行動をとることが困難であると認められるとして、競争は実質的に制限されていないとの判断を下している。

- ① シェア約 25%・第 2 位の有力な競争事業者が存在するほか、都銀、地銀、信金等の競争事業者が多数存在しており、これらの金融機関では、多様なローン商品の開発、金利優遇、手続き利便性の向上等をめぐって活発な競争があること。
- ② 借入を行う事業会社は、複数の金融機関と取引しており、他の金融機関への借り換えが可能な状況にあること。
- ③ 競争する金融機関の規模や資金調達手段が異なるなど経営の業態に違いが見られ、また取引先事業者との個別交渉による顧客獲得競争などが行われていること。

2. 現行のセーフハーバー・ルール（HHI 基準）を適用した場合

前述のとおり、2007 年 3 月に運用指針が改定され、水平型企业結合のケースにおいて一定の取引分野の競争の実質的制限を判断する際のセーフハーバー指標は、従来の市場シェアを重視するものから HHI を基準とするものになっている。そこで、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併のケースにおいて、一定の取引分野として福岡経済圏の貸出シェアを例にとって HHI を算定し、現行のセーフハーバー・ルールにあてはめてみよう。

公表された資料によると福岡経済圏における貸出シェアは、西日本銀行が 15%、福岡

図表 6 福岡経済圏の貸出シェア

順位	金融機関名	シェア
第1位	A銀行	約25%
第2位	西日本銀行	約15%
第3位	福岡シティ銀行	約10%
第4位	B銀行	約5%
第5位	C銀行	約5%
-	その他の金融機関	約40%
-	両行の合算シェア	約25%
	合計	100%

(出所) 公正取引委員会資料

シティ銀行が 10%である(図表 6)。その他の金融機関の約 40%のシェアは個別には無視し得ると仮定すると、両行の合併後の HHI および HHI の増分は以下のとおりとなる。

$$HHI = (15+10)^2 + 25^2 + 5^2 + 5^2 = 1,300$$

$$HHI \text{ の増分} = (15 \times 10) \times 2 = 300$$

したがって、運用指針に示される現在のセーフハーバー・ルールに照らせば、両行合併による HHI の増分は 300 とそれなりに大きいですが、HHI は 1,500 以下となるので、一定の取引分野(福岡経済圏における貸出業務)において競争を実質的に制限しているとは考えられないという判断となる。現行のセーフハーバー・ルールに照らしても、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併は独占禁止法上問題ないという結論となる¹⁰。

V 地銀同士の合併等を想定する際のポイント

以上の議論から改めて一般的な地銀同士の合併等を想定する際のポイントを整理すると、企業結合審査の対象となる一定の取引分野については、原則、役務の範囲は預金業務・貸出業務、地理的範囲は都道府県全域・都道府県内の一定の経済圏が対象になると想定される。その上で、それぞれの一定の取引分野における HHI や HHI の増分を算定し、運用指針のセーフハーバー・ルールに照らして独占禁止法上問題がないかどうかあらかじめ確認を行っておくことが肝要であろう。

まず、合併等を行おうとする銀行同士の営業エリアが競合する都道府県全体の預金・貸出シェアから HHI を算定し、セーフハーバー・ルールの三つの条件(①HHI が 1,500 以下、②HHI が 1,500 超 2,500 以下であってかつ HHI の増分が 250 以下、③HHI が 2,500 超かつ

¹⁰ その他、福岡県全体の貸出業務、北九州経済圏における貸出業務についてはともに HHI が 1,500 を下回ることから、現行のセーフハーバー・ルールに照らしても両行の合併が競争を実質的に制限するものではないことが確認できる(ただし、他の金融機関のシェアが入手できないため HHI が計算できない預金を除く)。

HHI の増分が 150 以下) に照らして確認する。次に、都道府県内の一定の経済圏における預金・貸出業務に関する検討については、そもそも経済圏の範囲は公正取引委員会が判断するものであるため具体的な範囲は事前には把握できない。したがって、可能であれば合併等によって都道府県内における地域別の預金・貸出シェアが高くなる地域を選び出し、合併後の HHI や HHI の増分がセーフハーバー・ルールに照らして問題ないものであるかどうかを確認しておくことが考えられる。

また、都道府県やその経済圏において競合する他の金融機関との競争関係といった定性的な情報について把握しておくことも重要であろう。セーフハーバー・ルールの条件を満たさない場合には、単独行動による競争の実質的制限や協調的行動による競争の実質的制限の観点からさらなる検討が行われるからである。例えば、提供商品の競合状況、融資先における借入金金融機関の競合状況、各金融機関の顧客層の違いに関する情報などをあらかじめ把握し、単独行動による競争の実質的制限や協調的行動による競争の実質的制限の観点から検証しておくことも重要であると思われる。